

【産業廃棄物収集運搬業】別紙 添付を省略する書類の一覧表

・添付を省略する書類に○印をつけて下さい。

省略できる書類		省略する理由				
		更新許可申請のため	変更許可申請のため (追加する品目に 関わらないもの のみ可)	先行許可証を 提示するため	2つ以上の許可 を同日に申請す るため	優良認定(確 認)を受けてい るため
様 式 第 六 号 の 二	(第3面)積替施設又は保管施設の概要					
	(第4面)収集運搬業務の具体的な計画					
	(第5面)環境保全措置の概要					
	(第6面)運搬車両の写真				○	
	(第7面)運搬容器等の写真				○	
	(第8面)事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法					
	(第9面)資産に関する調書(個人用)					
	(第10面)誓約書				○	
	添 付 書 類	許可証の写し				○
		※住民票(個人・法人役員等)				○
※法人の登記事項証明書					○	
株主確認書類等(法人税申告書別表二等)					○	
※株主(法人)の登記事項証明書					○	
※登記されていないことの証明書(個人・法人役員等)					○	
定款又は寄付行為						○
事務所及び群馬県内の事業場(駐車場)等の付近の見取図					○	
車検証(自動車検査証記録事項)の写し					○	
車両の賃貸借契約書等の写し					○	
決算書						○
※法人税納税証明書					○	
※所得税納税証明書					○	
「水銀使用製品産業廃棄物等取扱品目一覧」(産業廃棄物収集運搬業者用)	新規許可申請及び変更許可申請の際には、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いを希望する種類について、確認します。					
汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)に係る申出書	該当する番号に○印を付けてください(該当がない場合は省略できません。) 1. R6.5.1以降に産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請又は更新許可申請をしている。 2. 産業廃棄物収集運搬業許可証書換え申出書を提出している。					

※印の書類については、申請者が許可申請の際に原本を提示すれば、その写しを提出することが可能です。

・2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、 年 月 日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

(産業廃棄物収集運搬業・~~特別管理産業廃棄物収集運搬業~~、新規・変更 **更新**) 許可申請書